日本共産党久喜市議団　No.98

市議団ニュース

連絡先
杉野 修　58−9010　渡辺昌代　21−9058
石田利春　52−7260　平間益美　23−9519
【議員団控室（市役所4F）の住所・久喜市下早見８５−３】

2015年6月7日号

「日本共産党久喜市議団ブログ」更新中です

「若者を戦場に送るな！」一万人の大唱和

５月31日、北浦和公園において、安倍内閣が進めている戦争法ストップ！を一致点にした県民大集会が開かれました。

北浦和駅や浦和駅などから公園に駆け付けた県民は、１万人！熱い日差しの下、数えきれないほどの団体旗。個人の手作りものも。ジャーナリストの鳥越俊太郎氏は病床から「世界に誇るべき平和な国が空中分解させられようとしている。憲法９条を礎に、与党の策謀を大衆の善意で打ち破ろう！」と力強いメッセージを寄せました。日弁連、民主党、共産党、社会民主党からのあいさつの後、３コースに分かれてパレードを行ないました。

戦争法反対！「オール埼玉総行動」

「平和憲法はぜったいこわさせないっ」決意は固い

１万４００人が集まった北浦和公園の様子。（公園での集会としては最大規模となりました）

泥　憲和さん
元自衛官（防空ミサイル部隊所属）

「安倍内閣は、愛国心、国際連帯などと美しいことばで戦争を飾り立てている。自民党は改憲案を出しており、彼らのゴールは、憲法を改正し、国防軍をつくることだ。戦争はペテン。憲法を守ろうということをみんなに伝えたい。」

山森　要さん
自由の森学園高校３年

「戦争法案にはぜったい反対です。学校で反対の署名をとっています。
実際に戦争に行くのは、わたしたち国民です。戦争が起こった時のために準備をするのではなく、戦争を起こさないために動くべきだと思います。」

６月議会の日程

4（木）	11（木）	12（金）	15（月）	16（火）	18（木）	19（金）	22（月）	23（火）	24（水）	30（火）
開会日 議案説明	一般質問 ３番目平間議員 ４番目杉野議員	一般質問 ３番目石田議員 ５番目渡辺議員	一般質問	一般質問	議案質疑	総務常任委員会	福祉健康 常任委員会	建設上下水道 常任委員会	教育環境 常任委員猪飼	最終日 討論・採決

インターネットでの中継も行いますが、議場や、委員会室での傍聴は、臨場感のある雰囲気を体感できます。ぜひ、傍聴にお越しください。

「戦争法は撤回を！」会派を超えて共同提出へ！

国会議事堂の正面

表面のスケジュールにあるように、6月の市議会が4日から30日までの予定で始まりました。国会に出された戦争立法は、これまでの国の形を変えてしまうほどの内容です。明文改憲を国民に問うことを避ける一方で、この戦争法を多数で通してしまえば、憲法9条は事実上、「空文化」してしまいます。そんなことは絶対に許すことはできません。久喜市議会でも、「日本共産党久喜市議団」と「市民の政治を進める会」、また、「無会派」議員の連名で、戦争法案の撤回を求める意見書を提出しました。最終日の30日に、提案した意見書に質疑が出され、提出議員が答弁を行う予定です。

市内小学校の外トイレを改修して！

外トイレの改善要求が保護者や、小学校のスポーツ団体のみなさんから、出されています。現状では、学校により、ずいぶんと差がありました。中には、使用が不可能になっているトイレもありました。

菖蒲東小学校は写真のように、男女別で、いつでも利用ができるトイレです。こうした構造のトイレが、いま望まれています。教育環境は、どこも公平に整備をする必要があります。

久喜東小学校の外トイレ

清久小学校の外トイレ

菖蒲東小学校の外トイレ

「戦争法」制定に反対する意見書（案）

政府は第１８９回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の２法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など１０法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の武力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」というべきものである。

その内容は、第１に、イラク戦争など米国などが起こした戦争の「戦闘地域」まで自衛隊が行って「後方支援」を行うこと。第２に、PKO 法改正で形式上「停戦合意」がなされていても戦乱が続く地域で、自衛隊が武器を使った「任意遂行活動」や「治安維持活動」を行うこと。第３に、日本がどの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦する危険があること。などであり、これまで歴代政府が憲法９条の下では「できない」としていた解釈を変え、海外での戦争に踏み出すことになるもので、事実上現行憲法を壊すものである。

政府は長年にわたって「憲法第９条下において許容されている自衛隊の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の２法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。

国家間の紛争を戦争にしないために、徹底した平和的な外交戦略が今ほど求められているときはない。よって以下のことを強く求めるものである。

１、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2 法案の制定を断念することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

２０１５年　月　日

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　あて
内閣官房長官
外務大臣
防衛大臣